

(16) 畦畔等鳥獣被害復旧補助金の創設について

◇伯耆町畦畔等イノシシ掘り起こし復旧支援事業費補助金の創設について

1 制度の概要

①現状

イノシシ等の有害鳥獣による被害は、毎年町内各地で発生しています。

有害駆除による捕獲や、電柵等による侵入防止柵の設置を行い、農作物を守る対策を実施しているところですが、柵の外側の畦畔や水路、農道等の法面がイノシシによる掘り返しにより、大きな被害が出ていることが課題となっています。

②目的

イノシシによる農地の畦畔、水路、農道及びため池の法面の掘り返しによる被害について、これを復旧する際の費用の一部を補助することにより、町内の有害鳥獣による農林水産業への被害を軽減することを目的とします。

2 補助申請

①補助内容

伯耆町内の農地の畦畔、水路、農道及びため池の法面について、イノシシの掘り返しによる被害の復旧に要する費用の一部を、下記により補助します。

(1)対象：伯耆町内の農地の畦畔、水路、農道及びため池の法面
(ただし、耕作面の復旧は対象としません。)

(2)補助率：2分の1

補助対象事業費は5万円以上30万円までを対象とします。

(3)補助事業者：伯耆町内の集落、農業団体、認定農業者、認定新規就農者

②補助申請に必要なもの

申請に必要な書類等について、以下のものをご準備いただいて産業課で申請を行ってください。

(1)申請書に押印する印鑑

(2)業者の見積書（2社以上）

(3)施工予定位置図

(4)被害状況の分かる写真

※申請について、不明な点等は産業課農林室までご相談ください。

産業課農林室 電話68-3315